

廃リ第336号
平成18年12月18日

産業廃棄物処理業者各位

鹿児島県環境生活部
廃棄物・リサイクル対策課長

石綿含有産業廃棄物の取扱いについて（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第250号。以下「改正政令」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成18年省令第23号。以下「改正省令」という。）が平成18年7月26日に公布され、これらの改正は一部を除き、平成18年10月1日から施行されています。

今回の改正により、石綿を含む廃棄物の飛散防止を図るため、収集運搬から最終処分までの各段階で必要な措置が義務付けられることとなりました。

については、下記事項について留意の上、その運用にもれがないようにし、届出等が必要な場合には、速やかに当該届を県庁廃棄物・リサイクル対策課又は所轄保健所に提出してください。

記

1 石綿含有産業廃棄物について

石綿含有産業廃棄物とは、工作物（建築物を含む。）の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するもの（特別管理産業廃棄物である「廃石綿等」を除く。）をいいます。

今回の改正は、この石綿含有産業廃棄物の飛散防止等の適正処理を確保することを目的としています。

なお、今回の改正により石綿含有産業廃棄物について、飛散防止のための処理基準の強化等の措置が法令上位置づけられたことから、「非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の取扱いについて（平成17年8月22日付け環廃産発第050822001号）」は廃止されました。

2 処理基準の改正について

今回の改正において、石綿含有産業廃棄物の処理基準が以下のとおり規定されていますので、当該基準を遵守してください。

(1) 収集運搬について

ア 収集又は運搬を行う場合

(ア) 石綿含有産業廃棄物を破碎することがないように必要な措置を講じること。具体的には、パッカー車及びプレスパッカー車へ石綿含有産業廃棄物を投入しないこと。

(イ) 当該石綿含有産業廃棄物がその他の廃棄物と混合しないように仕切を設けること。

(ウ) 石綿含有産業廃棄物が飛散しないようにするため、当該石綿含有産業廃棄物を梱包し、又はシートで覆う等の措置を講じることが望ましい。

イ 積替え又は保管を行う場合

石綿含有産業廃棄物がその他の廃棄物と混合しないように仕切を設ける等必要な措置を講じること。

ウ 破碎又は切断の例外

収集又は運搬のために運搬車輛等に積み込む際に、運搬車輛に比べ石綿含有廃棄物が大きい等によりやむを得ず破碎又は切断が必要な場合には、石綿含有産業廃棄物が飛散しないように、散水等により十分に湿潤化した上で、積み込みに必要最小限度の破碎又は切断を行うこと。

(2) 処分又は再生について

ア 石綿含有産業廃棄物の処分又は再生に当たっては、石綿の飛散防止を確保するため、破碎又は切断を原則として禁止する。

イ 石綿含有産業廃棄物が他の廃棄物と混合されることで破碎又は切断が行われることのないよう、他の廃棄物と区分して保管すること。

ウ 石綿含有産業廃棄物の処分又は再生は、溶融及び無害化处理（国の認定制度）等に限定されており、破碎についてはこれらの設備に投入するための必要な破碎又は切断を当該施設において行う方法しか認められていない。

(3) 埋立処分について

ア 石綿含有産業廃棄物の埋立処分に当たっては、一定の場所に分散しないように行うとともに、表面を土砂で覆う等、飛散又は流出しないよう必要な措置を講ずること。

イ 石綿含有産業廃棄物の処分又は再生により生じた廃棄物の埋立処分を行う場合は、あらかじめ環境大臣が定める以下の基準に適合することとする。

(ア) 処分又は再生を行ったことにより生じた廃棄物（ばいじんを除く。）については石綿が検出されない性状にすること。

(イ) 処分又は再生を行ったことにより生じた「ばいじん」及び上記(2)ウに掲げる方法により破碎又は切断を行ったことにより生じた粉じんについては、石綿が検出されない性状になるように処理され、又はばいじん若しくは粉じんが飛散しないようセメント固化されていること。

ウ 溶融処理生成物の取扱いについて

(ア) 無害化処理認定を受けた施設(溶融処理を行う施設に限る。)及び溶融施設において生じた溶融処理生成物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第8号に掲げる「鉱さい」に該当するものとして取り扱う。

(イ) (ア)の「鉱さい」は安定型産業廃棄物とし、安定型の最終処分場に埋め立てることができる。

(ウ) 既に処分業(最終処分)の許可又は安定型産業廃棄物処分場の設置許可を受けている場合、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」を取り扱うことができるものについては、(ア)の「鉱さい」を扱うための許可を受けた者とみなす。

エ その他

廃プラスチック類については、埋立処分をするにあたり、最大径おおむね15センチメートル以下に破碎・切断等しなければならないが、石綿含有産業廃棄物はその対象にはならないので、破碎せずに埋立処分すること。

3 石綿含有産業廃棄物の排出段階での措置等

排出事業者が石綿含有産業廃棄物の保管(建築物等の解体場所において、解体事業者が解体物を廃棄物として運搬するまでの間の保管を含む。)を行う場合にあっては、以下の措置を講じてください。

- (1) 石綿含有産業廃棄物を保管している旨を記載した掲示板を設けること。
- (2) 石綿含有産業廃棄物その他の物と混合するおそれのないように仕切を設ける等必要な措置を講ずること
- (3) 石綿含有産業廃棄物をシートで覆う、又は梱包する等飛散の防止のために必要な措置を講ずること
- (4) 石綿含有産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託する際には、契約書及びマニフェストに、石綿含有産業廃棄物が含まれる旨を記載すること。

なお、この規定が施行の際に締結されている委託契約書については、次の更新の際に石綿含有産業廃棄物が含まれる旨を記載すること。

自動更新規定を含む契約書にあっては、覚書等により石綿含有産業廃棄

物が含まれる旨を規定することが望ましい。

4 帳簿の記載

排出事業者及び廃棄物処理業者が備えるべき帳簿において、石綿含有産業廃棄物が含まれる場合には、石綿含有産業廃棄物に係る記載をすること。

5 最終処分場における埋立後の状況の把握等

最終処分場の設置者は、以下の事項について遵守してください。

(1) 石綿含有産業廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面を作成し、最終処分場の廃止までの間保存すること。

(2) 埋立処分の終了の届出の際に、埋め立てた廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を記載した届出を行うこと。

また、石綿含有産業廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面を添付すること。本図面は、平面図及び断面図から構成されるものとし、廃棄物処理法第15条の19の規定による廃棄物が土地の形質変更の際に、生活環境保全上の支障を生じさせないよう適切な対応を図るために必要な内容を含むものであること。

(3) 最終処分場の廃止の確認の申請を行う際に、石綿含有産業廃棄物が埋め立てられている場合は、その旨を記載した申請を行うこと。

また、石綿含有産業廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面を添付すること。

6 産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可証の取扱いについて

(1) 収集運搬業者

改正政令の施行時に石綿含有産業廃棄物を取り扱っている者は、従前どおり石綿含有産業廃棄物の取扱いができるため、許可の変更や許可証の書換は必要ありません。

ただし、積替え又は保管の許可を有している収集運搬業者であって、処理基準の改正により、現許可証に記載されている積替え又は保管の場所に関する所在地、面積、積替えのための保管上限、積み上げることのできる高さを変更する場合は、変更届を提出する必要があります。

については、石綿含有産業廃棄物の積替え又は保管を行うかどうかの確認をしますので、積替え又は保管の許可を有している収集運搬業者は、別添の「石綿含有産業廃棄物の取扱い確認書」に必要事項を記入の上、提出してください（郵送又はFAX可）。

なお、石綿含有産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合は、速やかに変更届を提出してください。

(2) 中間処理業者

処理基準の改正により、石綿含有産業廃棄物の破碎は禁止されたことから、石綿含有産業廃棄物の中間処理（破碎・切断）はできません。

したがって、破碎・切断を行う処分業者は届出や許可証の書換は必要ありません。

また、石綿含有産業廃棄物の中間処理は、熔融、無害化处理等に限定されているため、破碎・切断以外の中間処理業者についても、届出や許可証の書換は必要ありません。

(3) 最終処分業者（安定型埋立）

現在でも、石綿含有産業廃棄物を含む安定5品目を埋め立てることは可能であるため、変更許可や届出、許可証の書換は必要ありません。

なお、石綿含有産業廃棄物等の熔融処理生成物（鉱さい）については、現在、処分業の取り扱う産業廃棄物の種類に「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」があれば、変更許可がなくとも埋め立てることができます。

当該鉱さいについては、今後、処分業の更新許可等の際に追加記載することとします。

(4) 許可申請書様式の改訂について

改正省令により、許可申請書様式に石綿含有産業廃棄物に係る記載が追加されたことに伴い、収集運搬業、処分業の新規・更新・変更許可申請時に石綿含有産業廃棄物の取扱いの有無が確認できるよう申請書様式を改訂しました。

当該申請により、石綿含有産業廃棄物を取り扱う場合には、その旨許可証に記載されることとなります。

(5) その他

氏名又は名称等の許可証の書換が必要な変更届を行う際、許可証に「石綿含有産業廃棄物を含む。」旨の記載を希望する場合は、併せて改訂された別添申請様式第1面にその旨記載の上、提出してください。

許可証に石綿含有産業廃棄物を取り扱う旨の記載をします。

問い合わせ先

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県 環境生活部

廃棄物・リサイクル対策課

産業廃棄物係

TEL 099-286-2596

FAX 099-286-5545